

地域社会農業時代の農協経済事業

安全・安心と地産地消からの見直し

〔要　　旨〕

- 1 米政策改革大綱決定による米政策での国の役割後退方針，WTO交渉でのアメリカ等からの大幅関税引下げ要求，総合規制改革会議等での農協批判等，農協系統を取り巻く情勢は一段と厳しさを増している。
- 2 農協系統からも偽装表示や無登録農薬問題等を発生しており，協同組合組織であるが故に，とりわけ厳しい批判を受けることにもなった。
- 3 こうした批判を受け，系統農協も，経済事業刷新委員会の設置，生産工程管理・記帳運動の展開，全農安心システムの推進等に取り組んできた。
- 4 そして経済事業刷新委員会等での議論を踏まえて第23回JA全国大会組織協議案が作成されたが，安全・安心な国産農産物の安定的な提供，地域農業の司令塔としての役割発揮，地域に支持される協同活動の展開，農的価値の提供等が，農協の今日的役割として強調されている。
- 5 こうした全国的な動きに先行して，経済事業の改革等に取り組んでいる農協も少なくなく，JA越後さんとうは地域農業戦略，JA甘楽富岡は少量多品種生産からの改革，JA兵庫六甲は地場販売の強化，JA都城は畜産の地産地消に取り組み，成果をあげてきた。
- 6 情勢等全般的動向，事例等を踏まえて，日本農業のすすむべき方向と考えられる地域社会農業という視点から系統経済事業のあり方を考えると，安全・安心と環境保全型農業，地産地消，営農指導の強化と多様な担い手による生産体制の構築，契約生産・出荷を強調した系統共販，システム化の戦略的構築と活用，消費者との連携と広報の強化が求められる。
- 7 農協，特に経済事業や営農指導事業の改革に対する世間の関心が高まっているが，これらを乗り越えて事業の見直しをはかり，成果をあげていくことが，日本農業の再生のための必要条件もある。

目 次

- 1 はじめに
- 2 偽装表示事件等による信頼喪失
 - (1) 事件等の経過と内容
 - (2) 政策対応
- 3 系統農協の対応
 - (1) 事件発生から今日まで
 - (2) 第23回 JA全国大会組織協議案
- 4 すでに始まっている経済事業改革(事例)

5 地域社会農業と農協

- (1) 安全・安心と環境保全型農業
- (2) 地産地消への取組み
- (3) 営農指導強化と多様な担い手による生産体制構築
- (4) 契約生産・出荷を強調した系統共販
- (5) システム化の戦略的構築と活用
- (6) 消費者との連携と広報の強化

6 おわりに

1 はじめに

農協系統を取り巻く情勢は一段と厳しさを増している。

一つは米政策改革大綱にともない消費者重視、市場重視の視点から、国の役割が一段と縮小され、民間の果たすべき役割が強化されることになったが、米生産の過剰基調の中で我が国の稻作経営を守り、かつ流通が大きく変化する中で農協の事業を確保し経営を維持していくかざるを得なくなった。食管制度からの食糧法へのソフトランディングから、食糧法の本格的な展開への移行である。

第二がこの背景にある輸入攻勢で、自給率向上対策に努めながらも、食料自給率は40%(カロリーベース)で横ばいを続けている。今般のWTO交渉ではアメリカ、ケアンズ諸国等から関税の大幅引下げを求められており、交渉の先行きは予断を許さない。

第三に総合規制改革会議や経済財政諮問

(注2)会議において、農協の事業運営、系統経済事業の見直しや、独占禁止法適用除外を問題視するとりまとめが行われている。

第四に、偽装表示や無登録農薬問題等、食の安全・安心をめぐる事件が相次いだが、残念ながら農協系統もその当事者のらち外ではなく、協同組合組織であるが故に、とりわけ厳しい批判を受けることにもなった。

こうした情勢や批判を受けて、この10月に開催予定の第23回JA全国大会の議案作りのためにまとめられた組織協議案は、経済事業に力点が置かれたものとなっている。

以上のように、系統農協のあり方、事業運営等についてさまざまの議論が展開されているが、議論が錯綜している感なきにしもあらずである。本稿では、WTO体制下の日本農業の方向としての「地域社会農業」(注3)という視点を置きながら、系統経済事業とそのベースとなる営農指導事業に焦点をあて、系統経済事業を中心とした農協の役割・機能についてあらためて整理・確認することとする。

(注1) 01年4月に設置された総合規制改革会議は、02年3月、規制改革推進3か年計画を決定しているが、その中の農林水産業・流通関係分野では、農地利用規制の適正化等による優良農地の保全、農協の事業運営・系統事業の見直し(経営の健全性の確保、分社化・事業譲渡等)が書き込まれている。そしてこの中で協同組合への独占禁止法適用除外についても問題視しており、これがその後の農協のあり方をめぐる議論の通奏低音ともなっている。

(注2) 01年1月に設置された経済財政諮問会議で、02年4月に武部農林水産大臣(当時)が説明した「食と農の再生プラン」では、農協改革を農業構造改革の一つとして位置づけている。そして農協改革の4つの検討課題として、消費者ニーズへの的確な対応、組織・事業の効率化・スリム化、アグリビジネスとの公平な条件の確立、補助金依存体質からの脱却、が掲げられ、これに沿って「農協のあり方についての研究会」が設置され検討が行われてきたが、この3月に報告書「農協改革の基本方向」がとりまとめられ答申された。

農協改革の基本方向として、国産農産物の販売の拡大、生産資材コストの削減、生活関連事業の見直し、経済事業等の収支均衡、があげられている。そしてそのための農協改革の推進力として、中央会のリーダーシップの発揮、全国的な農協改革実践運動、全農改革の断行、が期待されている。

(注3) 拙稿「地域農業、そして地域社会農業へ」本誌03年4月号。

2 偽装表示事件等による信頼喪失

1章であげた四つの情勢のうち、はじめの三つは農協系統にとっては基本的に外部要因と位置づけることができるが、ここでは内部要因として位置づけられ得る食と農をめぐつての事件にからんでの情勢のみ、取り上げる。

(1) 事件等の経過と内容

a 偽装表示

01年9月に我が国でもBSE(牛海綿状脳症)が発生したが、これにともなう生産者の打撃を緩和するため10月から11月にかけて未検査牛肉の買上げ・市場隔離が行われた。雪印食品の関西ミートセンターは、オーストラリア産牛肉を国産牛の箱に詰め替えて偽装を行い、補助金を不正に受給したことが、02年1月に発覚。その後、日本を代表するいくつもの食品企業が同様に、補助金の不正受給を行っていたことが判明するとともに、BSEがらみだけではなく、また農産加工品をも含めて偽装表示があることが次々と発覚し、厳しい社会的批判を受けることになったものである。

こうした中で、02年3月、全農チキンフーズが鹿児島くみあいチキンフーズを通じて加工したタイ産と中国産の鶏肉を国産と偽って表示し、埼玉県内の生協に販売したことが判明。すぐさま続いて茨城玉川農協が東都生協と産直契約を締結している豚肉の一部に契約と異なる豚肉を使っていることが判明した。その後もいくつもの農協での虚偽表示が判明し、最近では、全農ふくれんが、生協から受託製造した茶3製品で、県外産を混ぜたり、契約と異なる製品を販売していたことが明らかとなり、農林水産省から全農に対して業務停止命令が出されている。

b 無登録農薬

02年7月、山形県において無登録農薬

であるダイホルタン，プリクトランを販売していた2業者が，農薬取締法等違反の容疑で逮捕された。

これにともない農林水産省は各都道府県に対して，情報の収集と販売業者等への農薬取締法にもとづく立入検査を指示するとともに，すべての農薬販売業者への無登録販売に関する総点検を実施した。

この結果，全国に約7万ある農薬販売業者の営業所数のうち，過去3年以内で無登録農薬を販売したものが254あることが確認された。そして，このうち20の農協の50営業所でも無登録農薬を販売していたことが判明した。

(2) 政策対応

BSEや偽装表示，無登録農薬問題等の発生を受けて，03年3月から改正農薬取締法（無登録農薬の輸入，製造，販売，使用の禁止。有機栽培で，病害虫防除に使用されている食酢等を「特定農薬」にして，例外扱いとした）が施行されるとともに，食品安全基本法（食品の安全確保の基本理念を定めるとともに，食品の安全性を科学的に評価する食品安全委員会の設置），農林水産省設置法改正（食糧庁を廃止し，消費安全局を新設），牛肉トレーサビリティー法（牛肉の生産・流通・消費の各段階で，個体識別番号が正確に管理・伝達される制度の構築），食品安全確保関連法（食品安全基本法制定にともなう肥料取締法，家畜伝染病予防法等の改正），HACCP（危害分析重要管理点方式）法改正（現行法の適用期限を5年間延長等），飼料安

全法改正（有害な物質を含む飼料の製造，販売，輸入，使用を禁止），食品衛生法（と畜場法，食鳥処理法を含む）改正（残留基準を設けていない農薬を検出した食品の流通禁止，食品表示違反などの罰則強化），健康増進法改正案（健康の保持増進の効果などについて，虚偽や誇大広告などの表示の禁止）がこの4～6月に成立している。このように，政府は02年4月に発表した「食と農の再生プラン」に，その後の情勢変化も織り込みながら，食品の安全行政を本格化させつつある。

3 系統農協の対応

(1) 事件発生から今日まで

系統農協も内外からの厳しい批判を受け，矢継ぎ早に対策を講じてきたが，これらへの取組みの積み重ねがJA全国大会組織協議案として凝縮されることになる。

<経済事業刷新委員会>

偽装事件発生にともない，対応の軸となっているのが経済事業刷新委員会である。JA改革推進本部委員会のもとに，農業者・農協代表に，外部から消費者・学識者等を加えて，02年4月に設置された。

本委員会は，JAグループ全体の食品表示にかかる自主点検・検証の実施，経済事業システムの刷新方策検討，JAグループにおける国産農産物の安全・安心システムの展開についての検討・実施を行うことをねらいとしている。

早々に02年6月には経済事業刷新についての中間とりまとめを行い，消費者に信頼

される経済事業システムの刷新方策（产地偽装・優良誤認、表示制度、消費者窓口相談、加工・流通段階における安全・安心の確保、消費者と連携した地域での営農・販売の取組み、トレーサビリティーを中心とした安全・安心システムの展開、食品の安全・安心についての考え方）と、経済事業の構造や組織・ガバナンス（経済事業の意識構造の変革、経済事業におけるガバナンスのあり方、経済事業における危機管理・法令遵守）についての基本方向を打ち出した。

その後、無登録農薬使用問題等が発生したことから、中間とりまとめを踏まえて「安全・安心な農産物供給のための自主行動基準」の策定について協議が行われ、さらに農林水産省の「農協のあり方研究会」での検討の方向をも勘案して、経済事業改革の方向について議論が行われ、これらがJA全国大会組織協議案に反映してきた。

<生産工程管理・記帳運動>

経済事業刷新委員会での中間とりまとめに続いて、7月に決定された「食料の安全・安心確保に向けたJAグループの取組方針」の柱として、生産工程管理・記帳運動が位置づけられている。偽装事件からの信頼回復をはかるためには生産履歴の開示、いわゆるトレーサビリティー・システムの確立が不可欠であることから、その前提となる安全な農産物づくりと、その記帳への取組運動を開始している。^(注4)

<全農安心システム>

こうした取組みのモデル、下敷きとなっ

ているのが全農の検査・認証制度である「全農安心システム」である。00年10月に開催された第22回JA全国大会に先立ってスタートさせたもので、生産指導をもとに消費者、取引先等のニーズに対応した農産物生産を振興するとともに、その生産方法、生産工程等に関する情報を開示し、これを検査認証することにより客観化しようとするものである。

全農安心システムは、有機農産物には限定せず、国産農産物全般を対象、法律にもとづくシステムではなく、あくまで全農による自主検査認証、JAS法有機認証システムでは任意とされている残留農薬検査の義務付け、等の特徴を有している。

四つの部門、すなわち米穀部門（安心米）、園芸部門（安心野菜）、畜産部門（ナチュラルビーフ）、複合部門（地域循環型農業）に分けて認証が行われており、03年3月13日現在での認証実績は37产地、31加工場と、地道に実績を重ねつつある。

（注4）具体的には、生産者は適切な生産基準にもとづいて生産（生産工程管理）を行い、その内容を記帳することになるが、農協はこうしてできた農産物を分別管理して販売し、消費者や取引先に対して生産情報を開示していくことになる。記帳は3種類の生産日誌、すなわち栽培日誌、防除日誌、収穫出荷日誌、からなり、栽培日誌では圃場概要、作業工程、収穫量、投入資材の施用内容実績を、防除日誌では防除に用いた農薬を、収穫出荷日誌では収穫・出荷についての実績を記帳することになる。

生産者は生産基準ごとにグループ化され、グループの中から生産工程管理責任者が選出されるとともに、農協は各グループについて生産工程管理担当者、出荷管理担当者、情報管理担当者を決める。記帳の確認はまずは生産者自らが自己点検を行うが、生産工程管理担当者、集出荷担当者による担当者点検も行われ、点検結果は生産工程管理責任者に報告されるとともに、グル

ーブメンバーの指導に役立てられることになる。こうした生産工程管理、記帳にともなう情報は、生産者グループ単位で包装資材にシール等を貼り、そこにホームページアドレスを記載し、農産物の購入者がこれを見てアクセスしてくることを想定している。

記帳された書類は、いつでも消費者等からのクレーム、情報開示要求に対応していくため保管される。農協によっては記帳内容をファックス等で農協に連絡させ、これをデータベース化することによって迅速な対応を可能になると同時に、これを有機認証等書類作成にも利用することにより、生産者等の事務処理の合理化、さらには生産・販売、経営管理等、多目的かつ有效地に活用していくことまでをねらいとしている。

(2) 第23回JA全国大会組織協議案

この10月に開催予定の第23回JA全国大会で、今後3年間のJAグループあげて取り組んでいく方向なり重点実施事項が決議されることになっているが、目下、そこでの議案を決定していくための組織協議が行われている。ここで決議される議案は、JAグループの基本法とでもいうべき重要な意味を担っているものである。

組織協議案の「JAグループのめざすべき方向」は、5つの今日的役割、3つの基本姿勢、4つの重点目標、が掲げられ、これに続いて「JAグループの重点実施事項」^(注5)が展開されている。

そして、経済事業については早急な手立てが必要であるとして、JA全国大会前までには、各農協の事業部門別、支店等別に損益を把握するとともに、農家、組合員等の要望も反映した経営改善目標、要員計画作成をすすめることにしている。

さらには、経済事業の収支均衡を目指す経営目標の設定、生産履歴記帳運動等重点改革項目の取組度を評価する手法の導

入、を柱とする「経済事業版・自主ルール」の導入も決定されている。

まさに背水の陣とも言うべき取組みを開しつつあるのである。

(注5) その要点は以下のとおりである。

「JAグループのめざすべき方向」

<JAの今日的役割>

安全・安心な国産農産物の安定的な提供

地域農業の司令塔としての役割発揮

地域に支持される協同活動の展開

農的価値の提供

国民経済に果たすJAの役割

<取組みの基本姿勢>

信頼

改革

貢献

<取組みの重点実施事項>

安全・安心な農産物の提供と地域農業の振興

組合員の負託に応える経済事業改革

経営の健全性・高度化への取組強化

協同活動の強化による組織基盤の拡充と地域の活性化

「JAグループの重点実施事項」

<1 安全・安心な農産物の提供と地域農業の振興>

生産・流通段階の安全・安心の取組み：生産履歴記帳運動、品質管理、食の安全・安心委員会の設置

生産・消費を通じた食料自給率向上の取組み：麦・大豆・飼料作物等の生産振興、日本型食生活の普及推進、農業振興条例策定の働きかけ

地域農業戦略を基本とした米改革の推進と営農販売の強化：地域農業戦略の見直しと地域水田農業ビジョンの策定、生産者組織の再編、多様な販売チャネル、営農指導体制の整備・効率化

地域における担い手の育成・確保と支援対策の実施：地域の担い手の明確化・共有化、担い手対策の取組み強化、集落営農育成と段階的法人化、JAによる法人化支援策法人化への対応

販売を起点としたJAグループ米事業の改革：販売を起点にJAの取組みを基本とした米事業への転換、消費者接近型の販売事業の展開

環境等に配慮した地域農業の振興：環境保全型農業の推進、耕畜連携を軸とした資源循環型農業の推進

公平な貿易ルールづくりと農業経営の安定対策の拡充：公平な貿易ルールづくりへの働きかけ、国際競争に耐えうる生産基盤の強化、

経営安定対策の拡充

地域からの情報発信と理解促進をはかる広報・農政活動の展開：JA・県域での担当部署・消費者窓口の設置、統一広報の検討、市町村段階でのフォーラムの設置

<2 組合員の負託に応える経済事業改革>

JAの経済事業改革（JAの直接販売3年間で2倍程度／原則輸入農産物を扱わない運動提起／3年以内に配送拠点を1JA1ヶ所以下／赤字事業の統廃合や外部化／JA全体の要員数3年で10%削減）：販売事業戦略の見直し、生産資材価格の引下げ、生活関係事業について事業範囲の見直しと外部化の観点で取組み

統合効果を発揮する全農事業システム改革（全農安心システムの取扱高05年度までに10倍以上／弾力的な価格設定／Aコープの広域会社化）：全農はJAの経済事業改革を支援促進する観点から、県域・全国域の枠組みを拝託し、一体となって、統合連合組織として最も効率的な事業システムをJAに提供するため、事業システムを抜本的に見直し

経済事業改革を確実に実践する仕組みの構築：経済事業改革を確実に実践するための実践・推進体制の整備、JA全国大会までの経済事業改革の実践、中央会を中心とした経済事業改革の促進、経済事業改革の進捗管理と評価

<3 経営の健全性・高度化への取組み>

～ 略

<4 協同活動の強化による組織基盤の拡充と地域の活性化>

～ 略

4 すでに始まっている 経済事業改革（事例）

こうした全国的な動きに先行して、独自に経済事業をはじめとする事業見直しに取り組み始めている農協も少なくない。網羅的、体系的ではないが、ここで注目すべき活動を展開している農協の事例を取り上げておきたい。

a JA越後さんとう（新潟県）

（注6）

地域農業戦略

<位置、環境>

01年3農協が合併したもので、農業振興を先導的に取り組んできたのが旧JAこしじである。（以下は基本的に旧JAこしじを対象とする。）

米の単作地帯にあり、平均耕作面積は17haである。

<農協の姿勢、組織等>

「環境にやさしい未来農業をめざして」「地域とともに 地域社会との共生」の二つを経営理念としている。

また、「地産地消は生産と生活の結合であり、農業の原点」でもあるとして、生産と生活を一本化して営農事業に位置づけ、生活に根ざした総合産地化を実現しようとしてきた。

<販売戦略と成果>

米については「安全・安心な健康米」づくりと分別管理による有利販売を基本にしている。

すなわち東京都ガイドラインスーパーこしひかり（特別栽培米）、農水省ガイドラインスーパーこしひかり（特別栽培米）、一般コシヒカリ（土づくり特殊栽培米）、魚沼コシヒカリの四つに分別されている。

さらに人工衛星から稲を撮影してその葉緑素量を解析し、刈り取り前の生糲のタンパク含量を割り出して価格差を設けている。チツソの施用を控えるとタンパク含量が多く食味もいいという相関関係を活用して、人工衛星によって水田の一筆管理を可

能にしているものである。そしてこうしたきめ細かな分別管理を可能にしているのがカントリーエレベーターの存在である。

一方で、水田単作から脱却して総合産地化にも取り組んでおり、地産地消の推進、地域内自給率を45%（カロリーベース）に引き上げることを当面の目標にしている。農産物直売所での販売に力を入れてあり、合併後の管内6町村にはすべて農産物直売所が設置されている。野菜にとどまらず、味噌、漬物等加工品にも力を入れてあり、「農協が仲介してそのおすそわけを地域内の消費者の食卓に届けて」いくという考え方を基本にしている。

< 担い手と営農指導 >

集落営農を推進してきたが、担い手の高齢化にともない流動化した農地が増加している。そのための受け皿づくりが必要であるとして、「集落営農の延長としての法人化」という方針のもとに、任意生産組織を段階的に法人化して、1集落1法人を設け、土地利用型農業の主たる担い手として育成してきた。あくまで兼業農家と共に存可能なかたちで法人化が推進してきた。

一方、女性や高齢者を中心とした多様な担い手による少量多品種の生産体制づくりもすすめられてきた。

< 安全・安心 >

地域内の農業資源を循環利用しての堆肥製造による土づくりを行い、「安全・安心な健康米」として減農薬減化学肥料による栽培に取り組むとともに、土壤分析も行ってきた。

< その他 >

農協の農業振興策と町づくり計画が整合性をもち、かつ農業を軸とした地域作りをすすめていくため、農家、地域住民、農協、行政が一体となって取り組んできた。町の「農業総合整備構想」では、「個性豊かなゆとりと潤いと活力のある田園都市越路町」がビジョンとして掲げられている。

b JA甘楽富岡（群馬県）

(注7)

多品種少量生産からの改革

< 位置、環境 >

群馬県の南西に位置し、首都圏まで高速道路を使えば車で1時間前後。典型的な中山間地域にあり、水田は少なく、養蚕とコニャクが主要農産物である。

< 農協の姿勢、組織等 >

5つの原則を置いている。

農協の本業である営農関連事業の独立採算を目指す。

生産者手取りの最優先

平等の原則から公平の原則への転換

農業を基軸とした地域づくり

IT活用による事業変革

「本業回帰が農協改革の出発点」であるとして、指導、販売、購買、加工、利用の5部門からなる営農事業本部を設置し、営農関連事業の独立採算制を採用している。

< 販売戦略と成果 >

農村労働力の流出と養蚕の衰退によって、地域農業の見直しを余儀なくされ、地域特性を生かしての多品種少量生産に転換した。

97年に「甘楽富岡地域農業振興計画『ベジタブルランドかぶらの里』」を策定し、「首都圏の消費者ニーズに適合した生鮮野菜を開発する。一方で地場消費を起こし、地域消費に対応した農業生産で、地域の野菜の総合産地として再生」することを打ち出した。

地場消費を掘り起こし、地域自給をたかめていくために、農協直営の「食彩館」を設け、生産者が出荷する農産物については、生産者が自ら包装し、値決めも行い、消費者の反応、売れ行きをみながら腕を磨いていくことができるようになっている。一定水準にまで達した生産者は、量販店に設置された農協の直売コーナー「インショップ」、さらには市場への出荷へと移行していくステップアップ方式が取り入れられている。

そして食彩館、インショップで販売される野菜は、朝どりの“D-0(デイ・ゼロ)”を目玉としている。

99年度の農産物販売額は102億7千万円で、量販店・生協への複合相対取引が約65%、市場出荷が約28.7%、直売部門が約6.3%となっている。

<担い手と営農指導>

農家を土地所有型農家、自給型農家、販売型農家の三種類に分け、高齢者や女性が気軽に野菜生産に取り組める小規模野菜生産集団を育成するとともに、需要に対応した生産を実践できる地域づくりをすすめてきた。これが生産技術のレベルアップとともになう出荷先のグレイドアップと連動している。

営農指導員を50数名に増強するとともに、管内ナンバーワンといわれる熟練の専業農家を「営農アドバイザリースタッフ」として委嘱し、販売に見合った営農指導体制強化に努めてきた。

<安全・安心>

養蚕時代には県防除指針により低毒性農薬が指定されており、野菜に切り替わった現在もこの指針にもとづき、低毒性農薬を使用し、天敵も活用できるようにしている。

<その他>

多品種少量生産とその出荷を可能にしているのが、電算システムで、資材の予約購買によって、「その作目の作付け段階で、管内の栽培面積をほぼ把握している。したがって管内の生産物の出荷時期と品目別生産量もほぼ予測」可能となっている。さらには「だれがいくら売ったかというような個別生産者の売上データや、何の品目がどこにいくら売れたかという品目別データまで収集」されている。

また、「遊休荒廃農地利活用プロジェクト」を立ち上げており、潜在的生産者掘り起こしによる多品種少量による野菜生産の拡大をはかる第1構想、梅や花木栽培、レンタカウ制度を導入する第2構想、防災公園・クライングルテンをつくる第3構想まである。そしてこの構想のねらいは、「防災機能による地域住民の安心・安全な生活の創造、農業を基本とした新たな観光資源と人々の豊かな生活文化の創造、農業を通じた生涯教育による人材の創造、農業を通じた癒しや憩いによる心身の健康の創造な

ど」に置かれている。

c JA 兵庫六甲（兵庫県）
農都不二で地場販売強化
^(注8)

<位置・環境>

神戸市、尼崎市、西宮市等の大都市も含めて管内7市1町、総人口311万人の大消費地圏にある。00年に9農協が合併し、組合員数4万の大型農協である。

<農協の姿勢・組織等>

「06ビジョン（計画）」において、地産地消のキーワードとして“身土不二”に“農都不二”を加えた。流通構造の変化・多様化に対応していくためには、民間企業に負けないだけの営業力と企画力を獲得し、「農協から有利販売のスタイルを提案していく」ことが必要であるとしている。また、生産額220億円の管内農産物を地元で全量販売できる体制の確立に努めている。

<販売戦略と成果>

旧JA神戸西では、農協が契約農家グループを組織化し、量販店の店舗や集荷センターに野菜を直接運ぶ「JAダイレクト便」を開始し、02年度は農協の青果物販売額の約1割をこれによって販売している。

しかしながら生協、量販店の競争が激化するのにともない、小ロットによる安定供給を強く求められるようになり、直売所での販売に入力するようになってきた。内容的には、これまでの女性組織主体の小規模直売所「農協市場館」から、専業農家も出荷する大型直売所に重点を置くようにし、合併後3か所でオープンした。

この方針変更の底にあるのが、阪神市場から地元新住民へのターゲットの転換である。これを可能にするため青空市での経験を5年間積み重ね、多品目栽培への切り替えを行うとともに、出荷組織を育成してきた。

<担い手と営農指導>

同じ農協の管内とはいえ、地域ごとに性格が異なることから、管内を4つのプロックに分け、地域特性に応じた営農振興をはかっている。営農総合支援センターを拠点に営農相談体制の強化に努めているが、販売戦略の実践を可能にする大きなポイントは、営農相談員がきめこまかに地域の組合員に対応できるかどうかにあり、営農指導員の組織作成能力と運営能力が問われているとしている。

<安全・安心>

有機農業運動の先進地として環境保全型農業を掲げて生協や消費者グループとの産直提携に早くから取り組んできた実績を有している。

<その他>

合併組合の一つ旧JA神戸西は、阪神大震災の際の炊き出しをはじめ、被災地の食を支えた活動で知られている。そして、目下、JA兵庫六甲が中心となって、旧JA神戸市西管内を対象に地元で生産された農産物と交換できる地域通貨「KOBEたべもの通貨」の導入が検討されている。

農協、生協、生産者、消費者団体、環境NPO、福祉NPO、地元企業等が出資して「たべもの通貨協議会」を発足させ、出資金を基に通貨を発行していく構想である。

農業体験・援農や観光農園の利用、生産者と消費者の交流イベント等へ参加した場合に地域通貨が交付され、JAの直売所で農産物を購入する代金の一部に充当できるほか、生産者が農業資材を購入する場合、あるいは買い物代行、パソコン指導等、市民相互のサービス交換の場合にも使用可能にすることが計画されている。

「KOBEたべもの通貨」によって環境保全機能（たべもの通貨による環境NPO活動の支援）、コミュニティ再生機能（地域生活者の潜在能力を引き出し、市場にたよらない相互扶助関係創出）、トレイサビリティ機能（顔の見える関係を構築し、生産工程の管理と記帳）、地域経済活性化機能（活動の活性化による事業者、生活者への利益還元）の発揮が期待されている。

d JA都城（宮崎県）
（注9）
畜産の地産地消

<位置、環境>

宮崎県の南西部、霧島山の東南側、都城盆地の中央に位置する南九州の中核都市で、全国でも有数の畜産地帯を形成している。同市の農業粗生産額332億円（99年度）のうち畜産は261億円と78.6%を占めており、肉用牛63億円、乳用牛30億円、豚94億円、鶏72億円と、各畜種ともに一大産地を形成している。

<農協の姿勢>

経営方針として4つの柱を掲げている。

組合員（利用者）との密接な関係の構築

組合員（利用者）ニーズに沿った事業の展開

高品質のサービスと商品の提供

組合員（利用者）への最大の利益提供と農協の経営安定

BSE発生以降は地産地消への取組みを一段と強めている。

<販売戦略と成果>

都城市は、89年に健康な都市づくりを目指して「ウエルネス都市宣言」を行い、その広がりの中で、都城のPRと地元産業の振興と発展をはかるため「ウエルネス都城ブランド確立事業」と、その具体化としての「ウエルネス都城産品推奨運動」を取り組んできた。

このウエルネス都城産品推奨運動は、都城産である（識別機能）、生産者・製造者の顔が見える（信頼機能）、元気がつまっている（意味付け機能）の三つの機能をもとに、一定の基準を満たした产品を「ウエルネス都城産品」としてシールを貼って推奨している。これによって都城産品の特徴を広くアピールするとともに、地産地消、地元産業の振興をねらいにしている。

02年10月末現在で、9事業者、29品目が推奨されており、具体的にはジャンボインゲン、小松菜、大根、サツマイモ、ごぼう等各種野菜（推奨基準は有機JAS認定）、牛肉（黒毛和牛で、日本格付協会の格付等級が4等級以上）、加工品では有機らっきょう甘酢漬（有機JAS認定）、さらには大弓、木刀、口クロ工芸品等（経済産業大臣指定伝統的工芸品、宮崎県指定伝統工芸品）が対

象となっている。

この運動の事務局は市役所のウエルネス課に置かれているが、当農協も本運動の企画段階から市と一体になって取り組んできた。そもそも畜産の指導・販売にはきわめて熱心な取組みを積み重ねてきており、肥育牛課を設置し、技術向上による高品質の牛肉生産の指導に努めており、この結果牛肉についてはJA都城肥育牛部会（会員生産者140戸、飼養頭数約1万3千頭）が推奨事業者の指定を受けている。

そして牛肉だけでなく農産物全体の地産地消を推進していくために、国道10号線沿いに、延床面積1,145m²の「産地形成促進施設・ATOM（アトム）」を設置し、「都城和牛」はもちろんのこと、「都城馬刺し」「都城豚」「都城米」「都城野菜」、さらには「都城漬物」までふんだんに並べられており、生産部会、アトム朝市会、JA女性部等から商品を調達している。ATOMの売上高は約5億円（02年度）で、このうち地元農産物は牛肉2.4億円、野菜0.2億円等となっている。またATOMのある同じ敷地内にJA直営の「リバーサイドマックレストラン」があり、ここで「都城和牛」を使った料理の食体験ができるようになっている。

当JAは、ATOMだけでなく、このほかに9の直売所を設けており、これに管内に7つある朝市を加えた「地産地消に関する農産物販売所」の地図入り一覧表を作成・配布するなど、地産地消に徹底的にこだわった取組みを展開している。さらにはコープ宮崎都北店への地場野菜供給、地場産業

振興センター等に対する支援にも力を入れている。

< 担い手と営農指導 >

品質向上と技術のレベルアップをねらいに二つの肥育牛センター（常時肥育頭数は、両センター合わせて約500頭）を保有・運営しており、肥育牛センターで飼料供給方法や血統等さまざまなデータがとられ、これらを解析した結果がJAの7名の指導員によって生産農家指導にフィードバックされ、地域全体の技術水準のレベルアップ、肉質向上をもたらしている。

< 安全・安心 >

BSEが発生する以前から個体管理を導入しており、このため独自の耳標を採用して管理を行ってきた。BSE発生後は全国のシステムに合わせているが、トレイサビリティは当然のこととして取り組まれてきている。

（注6）農山漁村文化協会「特集 JA越後さんとうの『営農復権』」自然と人間を結ぶ・農村文化運動167を参照した。

（注7）農山漁村文化協会「特集 JA甘楽富岡IT革命」自然と人間を結ぶ・農村文化運動157、同「特集 JA甘楽富岡に学ぶIT時代の農協革命」同161を参照するとともに、黒澤JA甘楽富岡営農事業本部長（当時）からのヒアリングによる。

（注8）「農の未来 営農販売強化への道」地上03年6月号を参照するとともに、JA兵庫六甲本野営農事業本部・専任管理職からのヒアリングによる。

（注9）JA都城資料、および同JA中村氏からのヒアリングによる。

5 地域社会農業と農協

あらためて系統経済事業を中心に農協の役割・機能について整理していくにあたっ

て、筆者はこれから日本農業のすすむべき方向から考えるべきであり、これと現場での実践事例とを重ね合わせることによって、農協に期待される役割・機能が見えてくるように考える。

WTO体制下の我が国農業を守っていくためには、直接支払等支援と国境措置による経営の下支えと激変緩和を前提としながら、適地適作で安全・安心な農産物を生産していくとともに、地域自給、地産地消を基本に、食文化を尊重し、景観やそこに住むこと自体が誇りと感じられるような農業・農村、そして消費者とのコミュニケーションの形成が重要であるとして、これらを総合した取組みの中における農業を「地域社会農業」^(注10)として、これを強調してきた。

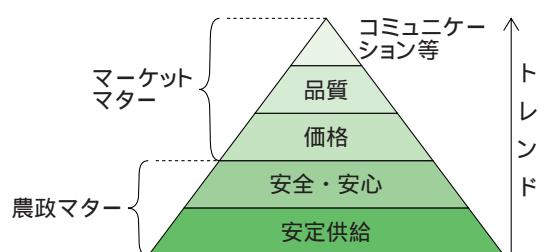
すなわち、系統経済事業をめぐってさまざまの次元からの批判、提言等がなされているが、地域社会農業を軸にしながら農産物流通、営農、そこでの農協の役割・機能を整理していくことが重要である。

農業（農産物）は、安定供給、安全・安心、価格、品質、コミュニケーション等の各要素に分解される（第1図）。食料が潤沢に供給され、また所得が向上するにつれて、より品質、コミュニケーションが重視されるようになるのが基本的構図である。

（1）安全・安心と環境保全型農業

ここで我が国農業の大きな方向性は品質重視、コミュニケーション重視ということになるが、当面の最大課題は安全・安心の確保である、ということがいえる。

第1図 農業（農産物）の諸要素



資料 筆者作成

a 安全・安心

すなわち輸入との関連でいえば、野菜の場合、以前は我が国では生産されないもの、あるいは季節のずれや逆転を利用しての輸入が主であった。これが近時の中国、韓国からの輸入については出荷時期はほとんど関係なく、低価格による大量供給によって、国産野菜が席捲されてきた。

しかしながら一昨年暮れに発覚した中国野菜残留農薬問題は、低価格といえども当然のこととして前提されていた安全・安心が脅かされることになり、急激に増加してきた輸入が停滞することとなった。

ところが、その後、我が国で偽装表示や無登録農薬問題が発生し、国産だからといって決して安心はできないとして、消費者の国産に対する信頼もまた大きく揺らぐことになったのであった。

安全・安心は基本的ニーズであり、この安全・安心対策は、価格、品質等に優先して講じられるべきである。中国では02年8月に「輸出入野菜検査検疫管理弁法」を制定し、登録認定された野菜栽培基地からの輸出だけが認められるようになり、厳しい

農薬の管理体制がひかれ、すべての農薬使用を記録することが義務づけられている。また、中国国内に流通する農産物についても「無公害食品行動計画」に国をあげての取組みをすすめており、遠からず「無公害食品」が流通する農産物の大半を占めることが期待されている。したがって、安全性を獲得した中国野菜の日本への輸出が勢いを再び取り戻す日は、そう遠くはないものと見込まれる。

我が国農産物での残留農薬問題は心配ないとはされているが、現状、環境保全型農業の取組面積割合は16.1%（01年度）にすぎず、減農薬減化学肥料栽培等への取組みを本格化させ、一般化させていくことが必要である。

b トレーサビリティー

安全・安心に関連して、偽装表示事件発生以降、我が国行政がもっとも力を注いできたのがトレーサビリティーの確立である。偽装表示、虚偽表示を排除し、消費者の信頼を回復するため、消費者が農産物を購入するにあたって、その農産物の川下から川上までさかのぼって、その生産、加工、流通にかかる履歴・情報がわかるようにするものである。

そしてこの5月に成立した食品安全基本法に続いて、この6月には牛肉トレーサビリティー法も成立しており、これを牛肉以外の畜産物や、米、野菜・果実にも広げようとする動きもある。

基本的にトレーサビリティーは記録に手

間がかかるとともに、加工・流通工程での分別管理が必要であることから、そのための設備増強を余儀なくされ、情報処理システム構築を含めてコストアップ要因になる。

また、牛のように個体管理ができるものについてのトレーサビリティーは比較的容易であるものの、豚、鶏について個体管理は無理であって群管理とならざるをえず、米等も含めて、分別管理等技術的にもコスト的にも困難性は高い。

なお、トレーサビリティーは、情報が真正で正確であってこそ生きてくるものであり、情報に対する信頼のうえに成立しているものである。生産者なり農産物を扱う関係者とのコミュニケーションが最終的な拠りどころとなる。

系統で取り組んでいる生産工程・記帳運動が基本で、トレーサビリティーがコスト的にも技術的にもさほど負担にならないものに限ってシステム対応していくべきであろう。あくまで生産工程・記帳運動を徹底させ、必要な場合にはいつでも情報を開示できるような状況を早急につくっていくことが前提になる。そして何よりも実態として環境保全型農業による生産を一般化させていくことが本質的に重要である。

環境にやさしい農業により、水田をはじめとする農地の豊富な生態系を維持し、野鳥等が飛来する景観をつくっていくことは、農業の多面的機能発揮の重要な一翼を担うものであり、我が国農業の存在意義、それをもとにしての直接支払等支援を可能

ならしめるための必須の材料でもあるのである。

(注10) 地域社会農業を構成する要素は以下のとおり。

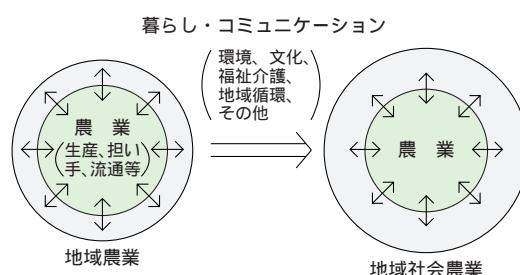
<農業生産>
・適地適作
・在来種尊重
・多品種少量生産
・耕畜連携
・環境保全型農業(エコ農業)

<担い手>
・専業農家、法人経営体を中心に、兼業農家等も含めた地域営農
・地域の消費者、および都市の消費者も農作業に参画可能

<農産物流通>
・地産地消を中心としながら、原産地表示、独自ブランドをもって広域流通にも対応
・産直、直売をも含めて多元的に販売

<その他>
・都市の消費者もグリーンツーリズム等で交流
・安全・安心システム
・食文化、地域文化
・景観
・食農教育、味覚教育
・福祉介護

地域社会農業と地域農業との関係・相異



資料 筆者作成

(注) 農業と暮らし・コミュニケーションとの関係が深化・拡大することによって、農業と暮らし・コミュニケーション双方が相互に作用・影響し合い、質的に変化していく。地域社会農業の概念等については拙稿「地域農業、そして地域社会農業へ」(本誌03年4月号)を参照のこと。

(2) 地産地消への取組み

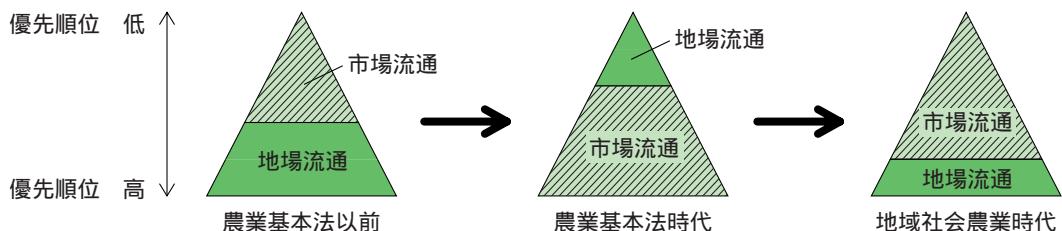
野菜流通に占める量販店の割合は61.2%(99年)にまで増加しているが、量販店のこれまでの価格優先の商品政策は品質重視の政策へと転換しつつある。すなわちこれ

までの規模の経済によるセントラルバイイング、大産地重視から、「鮮度改善」「物流コスト削減」「柔軟な仕入価格の実現」「地域性の発揮」重視へと転換しつつある。^(注11)これは前掲第1図の、より上にシフトしようとしていることを示している。

この傾向は野菜・果実はもちろんのこと基礎的食料である米についても、過剰生産による販売競争激化にともない、品質等による差別化が求められている。これをどうやって育成していくかが問題となってくる。各種ブランド米や鳥取の二十世紀ナシに代表されるような県全体での特産品化もあるが、先に取り上げた事例では、いずれも農協単位での地産地消、地場販売をきわめて重視している。^(注12)こうした傾向は全国的にも見られるもので、輸入農産物が増加し、しかも品質も向上する中で、国産とはいえ、いきなり市場で高い評価を得ることは容易でなく、まず地元で評価を得し、これをもとに市場へアピールしていくようになってきている。これが地産地消、自給率向上や自給運動と結びつき、地域内での“顔と顔の見える関係”を創出し、地域の活性化をもたらしてきている。さらにこれがストーリー性を持つようになって、市場なりスーパーで流通・販売していく大きな武器となり、また量販店等の戦略ともつながりつつあるのである。そしてより広がりをもった“顔と顔の見える関係”が、地域に人を呼び、都市と農村との交流が広がってきていている。

もちろん、地産地消がいくら広がったと

第2図 マーケティングにおける地場流通が占める位置の変化



資料 筆者作成

はいえ、JA兵庫六甲のような環境のところを除けば10%、20%がせいぜいで、市場流通へも依存せざるを得ず、流通の複線化、多様な販売を行っていかざるを得ないのであるが、同じ地場流通ではあっても、第2図のように、その位置づけ、特にマーケティング戦略における位置づけは大きく変化してきている。すなわち市場流通のためにも地場流通による評価獲得が必要な時代となってきたのである。

地産地消をすすめていくためには、在来種を含めた多品目栽培が必要になるとともに、直売施設の設置が不可欠となる。

(注11) 「青果物をめぐる量販店の動向とJAの役割」『月刊JA』03年4月号

(注12) 宮崎県では県全体で地産地消運動を展開しており、都城市はこの中に「ウエルネス都城 產品推奨運動」を位置づけている。なお、県では牛肉を「宮崎牛」ブランドとしている。

(3) 営農指導強化と多様な扱い手による生産体制構築

安全・安心で少量多品種栽培を可能にしていくためには、地域営農計画によって、扱い手と農地とをマッチングさせていくことが必要となってくる。事例にも見るように、専業農家、法人経営体に兼業農家や高

齢者等も含めての営農体制の整備が必要となる。

そして高品質で、環境保全型による生産が可能となるよう専業農家の技術力・指導力の活用をも含めた営農指導体制の強化が必要であり、直売所や市場で自ら生産した農産物がどのような評価を得ているのか、把握可能なシステムの導入が求められる。

(4) 契約生産・出荷を強調した系統共販

消費者の安全性志向や高品質な農産物へのニーズに対応していくことは、農業生産の前提と化している。しかも安全面での不備や偽装表示等の発生は、情報革命とともにあって、発生した個人をはるかに超えて全国の生産者へ影響を及ぼす時代となっている。

これまでの市場販売は無条件委託販売が制度的に保障されており、これをベースに系統共販が構築されてきた。これによって農家は生産した農産物を農協に出荷すれば、卸売市場まで運ばれて販売され、共同計算によって精算された金額が、農協の貯金口座に入金される仕組みとなっていた。これによって農家は生産に集中することが

でき、農協も生産者から市場につなぐことによって手数料収入を得ることができ、手数料が販売事業の主な収益をなしてきた。^(注13)しかしながら生産者による品質等のある程度のバラツキは避けられず、高品質のものを生産・出荷しても、共同計算によりそれが評価・反映されにくい仕組みにもなっており、先進的な農家ほど不満を抱き、系統外に出荷するきらいがあった。

販売環境は一変し、安全、高品質なものでなければ売れにくい時代となりつつある。安全性確保、高品質確保は農協にとって、今や至上命題であり、個別の農家が、農協の指導をうけ、基準に沿った安全で高品質のものを、出荷してきたかどうか厳密にチェックし、基準に合致しないものは受け付けるわけにはいかなくなってきている。基準をクリアできない農家に対しては重点的に営農指導を行い、これを早急にレベルアップさせていくことになる。その意味では、これまでの無条件委託販売から、一定の基準をクリアしたもののみを受け付ける契約生産・出荷への転換が求められている。すなわち生産者は売れるものを作り、農協は売れるもののみを取り扱う、言うなれば真の意味での販売事業へと脱皮していく必要があるのである。

(注13) 農林水産省は、規制緩和による卸売市場改革をねらいとして、「食品流通の効率化等に関する研究会」を設け、03年4月にその最終報告書をとりまとめた。

その主な内容は、委託手数料の自由化、卸がスーパーなどに直接売る第三者販売、仲卸が卸を通さず直接产地から買い付ける直接荷引などの規制緩和促進、卸・仲卸の経営改善のため、合併・統合の促進、仲卸への財務指標の導入、

等となっている。

手数料の自由化については準備期間を設け、目標年次を明確にしたうえで推進することを求めていたが、今後、卸売市場法の改正等によって、果たして卸売市場の活性化や流通コストの削減が可能になるのかどうか、動向次第では市場流通、ひいては物流全体が大きな影響を受けかねないのである。

(5) システム化の戦略的構築と活用

JA甘楽富岡にみると、営農情報がしっかりと把握されていれば、計画出荷による有利販売も可能となり、また農業資材等購買事業も効率的に運営することができる。営農情報は有機認証なり、全農安心システム等の認証のための資料としての活用も可能である。

さらには多元的な販売にかかる情報を蓄積・整理することによって、これらを生産にフィードバックさせるなど、システム化を戦略的に仕組み、活用していくことが重要である。

(6) 消費者との連携と広報の強化

消費者重視がますます求められているが、現実には消費者も多様で、安全性等よりも価格優先、農業にはほとんど関心を示さない消費者も多い。

こうした消費者に農業を理解してもらい、農業・農村好きになってもらうのも農協の大きな役割である。

このための朝市、青空市等消費者への直売機会の設置、料理教室、グリーンツーリズム、農業体験等の消費者と交流する機会を企画していくことが重要である。あわせてもっともっと食料・農業・農村について

の消費者の理解を得るために、さまざまな媒体、機会・場を利用しての情報発信が必要である。

6 おわりに

最近の多様な情勢と第23回JA全国大会組織協議案を踏まえて、販売事業を中心とした系統経済事業の果たすべき役割・機能について整理してきた。ここで総括的にいくつかのことを述べておきたい。

第一に、安全・安心についての消費者の信頼を取り戻すことが急務であり、まずは農協系統グループあげてのコンプライアンスの確立が求められる。そしてトレイサビリティの確立も重要であるが、安全で環境にやさしい農業に取り組み、併行してその生産工程管理を記帳していくことが信頼回復のための前提条件であり、これに対応した営農指導体制の強化が急がれる。環境保全型農業の推進と記帳運動の展開が農協の最優先事項とならなければならない。

第二に、輸入農産物との競合が激しくなるなか、マーケティングも価格重視から品質重視へと転換しつつあり、単なる商品としての農産物販売だけでは消費者へのアピールが難しくなり、“地域”を丸ごと売り込んでいく時代、ストーリーを売り込んでいく時代に変化してきている。今後ますますその傾向が強まっていくものと思われるが、これに対応していくためには地域資源を生かし、景観、食文化等を大事にするとともに、消費者とのコミュニケーション強

化が必要であって、地域特性を前面に押し出した、地産地消による地域社会農業の展開が求められる。こうした視点から販売事業、営農指導の方向性を見直していくことが必要である。

第三に、地域社会農業では、出荷される農産物が差別化されるだけでなく、個々の生産農家も多様な取組みをすすめ、自主性、自立性に富んだ個性的な生産農家によって地域社会農業が担われるようになろう。そして生産農家は、一定の所得確保を前提にしながら、所得プラス、面白く楽しいからやる農業、都市との交流で賑わい、活気ある農村づくりを志向するようになってきている。まさに、行政、商工会等とも一体となって、地域のコーディネーターとしての農協の役割發揮が期待されるようになっており、JA兵庫六甲で検討されている地域通貨に象徴されるように、農協のNPO的行動が求められてもいるのである。

第四に、地域社会農業重視の経済事業見直しは、系統共販の無条件委託販売から、責任ある生産、責任ある販売を核とする仕組みに変わらざるを得ないのであり、また平等から公正を重視した事業運営への転換が必要とされてこよう。

第五に、特色ある地域の農産物を軸にした農協間ネットワークの形成が求められてきている。地産地消にこだわっても、品揃えには限界があり、それぞれの特徴ある農産物を相互に補完しあっていくことが、直売所等の魅力を高め、差別化にもつながってくるのである。

なお、消費者、さらには一般の、系統農協を見る目は厳しいが、経済事業、営農指導事業に対してことさら厳しいように感じられる。これは裏返して言えば日本農業に農協が与える影響力にはきわめて強いものがあり、それだけに本来的な農協ならではの事業として経済事業、営農指導事業強化についての期待が大きいということであろう。農協がこうした危機を乗り越えていくことが、日本農業の再生のための必要条件

件でもあるのである。

<参考文献>

- ・拙稿(2003)「地域農業、そして地域社会農業へ」本誌4月号
- ・拙稿(2001)「輸入野菜急増を招く構造変化と系統共販の対応方向」本誌6月号
- ・拙稿(2000)「水田稲作とエコ農業からの日本農業再生」本誌11月号
- ・拙稿(2002)「農業技術力低下から教育を考える」本誌6月号

(常務取締役 薦谷栄一・つたやえいいち)

